

○美馬市観光交流センター条例施行規則

令和5年3月17日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、美馬市観光交流センター条例(平成27年美馬市条例第42号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請等)

第2条 条例第7条第1項の規定により、条例第3条に掲げる施設(以下「施設」という。)の使用の許可を受けようとする者は、美馬市観光交流センター使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、使用しようとする日から起算して3か月前から1か月前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書を受理した場合はこれを審査し、許可したときは美馬市観光交流センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

4 前項に規定する許可の期間は、3年以内とする。ただし、当該許可期間は、更新することができる。

(許可事項の変更)

第3条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例第7条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、美馬市観光交流センター使用許可事項変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合はこれを審査し、許可したときは美馬市観光交流センター使用許可事項変更許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第4条 市長は、条例第8条第1項の規定により使用許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止したときは、美馬市観光交流センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を当該取消し等の処分に係る使用者に交付するものとする。

（使用料等）

第5条 条例別表の規定により規則で定める使用料は、別表で定める額とする。

2 前項の使用料は、毎月分を市長が定める日までに納入しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第10条に規定する使用料の減免を受けようとする者は（次項において「減免申請者」という。）は、申請書とともに美馬市観光交流センター使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは、美馬市観光交流センター使用料減免許可書（様式第7号）を交付し、承認しないときはその旨を、減免申請者に通知するものとする。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第7条 条例第16条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせる場合にあつては、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第5号までの規定中「美馬市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。ただし、教示については、読み替えないものとする。

2 条例第17条第2項の規定により指定管理者に施設の使用に係る料金を収受させる場合にあつては、第5条及び前条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条第1項中「別表で定める」とあるのは「別表で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」と、同条第2項中「市長が定める日」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て定める日」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第6号及び様式第7号中「美馬市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(美馬市観光交流センター管理規則の廃止)

2 美馬市観光交流センター管理規則（平成27年美馬市規則第50号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

施設	単位	使用料
観光交流室	月額	1か月の売上額の10パーセント
和傘・藍染体験工房		
茶房		

様式第1号（第2条関係）

美馬市観光交流センター使用申請書

年 月 日

美馬市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
担当者  
電話番号

㊟

美馬市観光交流センターを使用したいので、美馬市観光交流センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

使用施設	
使用内容	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用面積	
持込機器	
使用責任者	
その他参考となるべき書類	
備 考	

- (注) 1 申請者が法人である場合には、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 「その他参考となるべき書類」は、申請者の組織概要、事業実績に関する書類

様式第2号（第2条関係）

美馬市観光交流センター使用許可書

年 月 日

様

美馬市長



年 月 日付けで申請のありました美馬市観光交流センターの使用については、次のとおり許可します。

使 用 施 設	
使 用 内 容	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
使 用 面 積	
使 用 料	
許 可 条 件	
備 考	

様式第3号（第3条関係）

美馬市観光交流センター使用許可事項変更申請書

年 月 日

美馬市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号



美馬市観光交流センターに係る使用の許可事項を次のとおり変更することについて許可を受けたいので、美馬市観光交流センター条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 許可年月日及び許可番号

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

4 添付書類

- （1） 変更前の許可書の写し
- （2） 変更の内容を明らかにする書類

- （注） 1 住所又は氏名の変更の場合は、「変更の理由」欄に当該事由発生の年月日を記入すること。
- 2 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

美馬市観光交流センター使用許可事項変更許可書

年 月 日

様

美馬市長



年 月 日付けで申請のありました美馬市観光交流センターに係る使用の許可事項の変更については、美馬市観光交流センター条例施行規則第3条の規定により次のとおり許可します。

申 請 の 内 容	
許 可 事 項	
許 可 条 件	
備 考	

様式第5号（第4条関係）

美馬市観光交流センター使用許可取消等通知書

年 月 日

様

美馬市長



年 月 日付けで許可しました美馬市観光交流センターの使用については、次のとおり使用許可を取り消したので、美馬市観光交流センター条例施行規則第4条の規定により、通知します。

取消し内容及び理由

（教示）

不服の申立て等

- （1） この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美馬市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （2） この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美馬市を被告として（訴訟において美馬市を代表する者は美馬市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第6号（第6条関係）

美馬市観光交流センター使用料減免申請書

年 月 日

美馬市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

㊟

美馬市観光交流センターの使用料の減免を受けたいので、美馬市観光交流センター条例施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

減免申請の理由	
減免の内容	
その他	

（注）1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第7号（第6条関係）

美馬市観光交流センター使用料減免許可書

年 月 日

様

美馬市長



年 月 日付けで申請のありました美馬市観光交流センターの使用料の減免については、美馬市観光交流センター条例施行規則第6条の規定により、次のとおり許可します。

減免申請の理由	
減免の内容	
減免額	
その他	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)